肥料の常識・非常識 (2)

有機農業で使える肥料・使えない肥料

有機農業についての考え方,定義などは国,団体などによって微妙に違いがある。有機農産物のコーデクス (FAO/WHO) では,土壌の肥よく度の維持・改善のための大原則は,①輪作により緑肥,深根作物を入れる,②有機物の施用 (自分の所有地で有機的に生産した物,または有機的に生産した畜産廃棄物)となっているが,それでは植物養分が不足する場合に,リストに示した資材を最低限度の量使えることになっている。この不足する養分とは微量要素を考えているグループもあるが,コーデクスでは,リン酸源としてリン鉱石粉末 (カドミウム90mg/kg以下),カリ源としてはカリ鉱石,硫酸カリ,硫酸カリマグなどをリストに入れている。

このように有機農業とはいっても特定の無 機肥料は認められているのであるが、それら

越野正義

は天然に掘り出され、それ以上の加工(化学的な)をしていない物に限定されている。

カリ塩では硫酸カリは許容されるが、塩化カリは溶解性カリ塩として欧米の有機推進派は排斥する。硫酸カリ鉱石(アーカナイト)は天然にはほとんどない。採掘されるのは硫酸マグなどとの複塩であり、これを複分解(化学的工程!)を経て硫酸カリとしている。塩化カリは鉱石を採掘し、あるいは再結晶などで精製して製造される。したがって天然産であり嫌われる筋合いはないのであるが、欧米の有機論者は塩化カリを化学肥料の代表として抵抗する。

日本のJASでも塩化カリは、初めは落とされていたが、その後の論議でリストに入った。 国際的整合性から今後どうなるかと思っている。

(財 日本肥糧検定協会 参与)

